

第27回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年8月28日（木曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 61号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 62号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 63号 農用地利用集積等促進計画（案）の取下げについて | 2件 |
| 第 7 | 議案第138号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 9件 |
| 第 8 | 議案第139号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 9 | 議案第140号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 50件 |
| 第10 | 議案第141号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | |

○出席委員（15名）

1番 平山 正志 君	3番 大泉 義明 君	4番 小野寺典男 君
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	7番 森田 享子 君
8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君	10番 甲斐やす子 君
11番 笛木 眞一 君	12番 山本 政弘 君	13番 熊谷 英二 君
14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

●番 ●● ●● 君

○欠席委員（1名）

2番 澁谷 洋 君

○その他出席者

事務局次長 小幡 裕也 君	振興係長 工藤 理恵 君
農地係長 青島 雅明 君	主任 湊谷 沙紀 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 会長（佐藤徳市君） 只今から第27回標茶町農業委員会総会を開会いたします。
只今の出席委員は15名、欠席1名であります。
よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、
本総会は成立いたしました。

(午前10時01分開会)

◎開会の宣告

- 会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

- 会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、
3番・大泉君 4番・小野寺君
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
第27回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

- 会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。
会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第61号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第61号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。
番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

- 農地係長（青島雅明君） はい。
報告第61号について説明させていただきます。
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 25.8 h a

指名年月日 令和 7 年 8 月 6 日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、森田委員、舟山委員、熊谷委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 6 1 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 6 2 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 6 2 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 6 2 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 森田委員、舟山委員、熊谷委員。

報告年月日 令和 7 年 8 月 1 2 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野17-2

現況地目 畑

面積 51,467㎡外1筆、合計面積115,471㎡

価格 6,252,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして、

土地の所在 字オソツベツ629

現況地目 畑

面積 22,450㎡

価格 707,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

続きまして、

土地の所在 字西熊牛原野52-11

現況地目 畑

面積 24,026㎡外2筆、合計面積119,845㎡

価格 4,224,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

報告第62号、番号1について報告いたします。

令和7年8月12日に、森田委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第62号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第63号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第63号、農用地利用集積等促進計画（案）の取下げについて、内容2件を議題といたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

報告第63号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の取下げについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、別紙のとおり、取下げをいたしましたので、報告いたします。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、取り下げ者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、●●●●さんと省略いたします。

利用権の設定等をする者、取り下げ者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ26-3。

地目、登記簿山林、現況畑。

面積、4,261㎡外1筆、合計面積6,106㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用貸借

利用権等の期間、令和7年8月12日から令和17年8月11日

土地の引渡時期、令和7年8月12日

金額、無償。

支払方法、なし。

取り下げの理由、所有者死亡によりとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等を受ける者の取り下げ者、利用権の設定等をする者の取り下げ者を説明し、他の項目については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、取り下げ者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、取り下げ者、●●●●さん。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2、内容2件は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第63号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第138号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第138号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容9件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第138号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり9件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野4線西3-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,408㎡外8筆、合計面積は102,302㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成31年3月29日。

契約期間、平成31年3月29日から令和11年3月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年7月31日となっております。

以上です。なお、番号1については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第138号、番号1について説明させていただきます。

8月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号2から番号9まで内容8件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号9まで内容8件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。番号3以下●●●●さんと省略致します。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野西3線63-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,087㎡外6筆、合計面積は127,015㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和6年4月30日。

契約期間、令和6年4月30日から令和16年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年8月8日となっております。

ります。

なお、番号3から番号9については、設定内容は、番号2と同じでありますので説明を省略致します。

番号3

賃借人、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野48-11。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、344㎡外20筆、合計面積は232,144.53㎡。

契約年月日、令和6年5月30日。

契約期間、令和6年5月30日から令和11年5月29日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年8月8日となっております。

番号4

賃借人、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野5-7の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、25,770㎡外14筆、合計面積は481,515㎡。

契約年月日、令和7年3月28日。

契約期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年8月8日となっております。

番号5

賃借人、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野2-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、69,669㎡外10筆、合計面積は293,978㎡。

契約年月日、令和7年3月28日。

契約期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年8月8日となっております。

番号6

賃借人、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野62-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、1,219㎡。

契約年月日、令和7年3月28日。

契約期間、令和7年3月28日から令和17年3月27日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年8月8日となっております。

番号7

借借人、●●●●、●●●●さん。番号8以下●●●●さんと省略致します。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野西4線94の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、17,875㎡外20筆、合計面積303,476㎡

契約年月日、令和7年5月15日。

契約期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年7月22日となっております。

番号8

借借人、●●●●さん。

賃貸人、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野西4線94の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、17,875㎡外20筆、合計面積303,476㎡

契約年月日、令和7年5月15日。

契約期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年7月22日となっております。

番号9

借借人、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野西4線70-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、52,792㎡外4筆、合計面積は130,843㎡。

契約年月日、令和7年5月26日。

契約期間、令和7年5月26日から令和17年5月25日。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年8月8日となっております。

以上です。なお、番号2から番号9については嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君）14番、嶋中です。

議案第138号、番号2から番号9について説明させていただきます。

8月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号9まで、内容8件は原案可決されました。

以上をもって、議案第138号、内容9件は原案可決されました。

◎議案第139号

○会長（佐藤徳市君）日程第8。議案第139号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第139号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、除外。

地番、字上多和原野基線7番1

現況地目、原野。

面積、2,800㎡外1筆、合計面積、5,800㎡

事業主体、標茶町

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていましたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定しました。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

議案第139号 番号1について報告いたします。

令和7年8月15日に平山委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の1ページから5ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番、大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第139号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第140号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第140号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について内容50件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号27と番号28、番号43と番号44、番号45と番号46、番号47と番号48、番号49と番号50は同様の案件のため、一括審議に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号27と番号28、番号43と番号44、番号45と番号46、番号47と番号48、番号49と番号50の内容10件を一括議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第140号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり50件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字西熊牛原野52-11。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、24,026㎡外2筆、合計面積119,845㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年9月12日。

対価の支払い期限、令和7年11月28日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、4,224,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号3については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法については番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん、番号3以下、説明する場合は、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字西熊牛原野17-2

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積51,467㎡外1筆、合計面積115,471㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格は、6,252,000円となっております。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ629

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,450㎡

利用権設定等の内容、普通畑

価格は、707,000円となっております。

なお、番号1から番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号16まで内容13件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号16まで内容13件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字栄9-1。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、7,161㎡外13筆、合計面積230,846㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
成立する法律関係、売買。
所有権移転の時期、令和7年9月12日。
対価の支払い期限、令和7年11月14日。
土地の引渡時期、対価の支払日。
価格は、19,308,000円。
支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号5から番号16については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法については番号4と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号5

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字栄18-2
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積42,463㎡外7筆、合計面積190,982㎡
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
価格は、3,062,000円となっております。

番号6

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字上多和原野東1線12-2
地目、登記簿牧場、現況採放地。
面積30,882㎡外25筆、合計面積350,308㎡
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
価格は、9,189,000円となっております。

番号7

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字多和166-1
地目、登記簿牧場、現況採放地。
面積30,618㎡外39筆、合計面積507,242㎡
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
価格は、16,067,000円となっております。

番号8

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字多和160-4
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積17,751㎡外46筆、合計面積567,415㎡
利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。
価格は、17,238,000円となっております。

番号 9

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和 1 6 1 - 1 9

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積21,107㎡外29筆、合計面積361,982㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、9,376,000円となっております。

番号 1 0

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 2 2 5 - 4

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積16,697㎡外32筆、合計面積469,899㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、11,294,000円となっております。

番号 1 1

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野 7 2 - 1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積11,719㎡外4筆、合計面積48,883㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、859,000円となっております。

番号 1 2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 1 5 - 1 1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積23,238㎡外12筆、合計面積302,381㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、6,304,000円となっております。

番号 1 3

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 5 - 1

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積61,241㎡外28筆、合計面積542,469㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、11,236,000円となっております。

番号 1 4

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 5 3 - 1

地目、登記簿原野、現況畑。

面積49,454㎡外9筆、合計面積155,452㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、4,838,000円となっております。

番号 1 5

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路原野 1 4 8

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積14,682㎡外9筆、合計面積265,060㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、16,532,000円となっております。

番号 1 6

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野122-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積61,529㎡外3筆、合計面積169,765㎡

利用権設定等の内容、普通畑。

価格は、9,274,000円となっております。

なお、番号4から番号16については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号16まで内容13件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号17から番号20まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号20まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 17

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 120-28。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積42,013㎡外7筆、合計面積417,628㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年9月12日から令和17年9月11日。

金額、年間83,525円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号18から番号20については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号17と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 18

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん、番号19以下、説明する場合は、●●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 120-28。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積42,013㎡外7筆、合計面積417,628㎡

金額、年間83,525円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号 19

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 120-90。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,694㎡外1筆、合計面積48,076㎡。

金額、年間9,615円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号 20

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0 - 9 0。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,694㎡外 1 筆、合計面積48,076㎡。

金額、年間9,615円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号 1 7 から番号 2 0 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番、熊谷です。

議案第 1 4 0 号、番号 1 7 から番号 2 0 について報告いたします。

8 月 1 6 日に現地を確認してまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号 1 7 から番号 2 0 まで内容 4 件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号 2 1 から番号 2 6 まで内容 6 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 1 から番号 2 6 まで内容 6 件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号 2 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 4 線西 3 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積11,408㎡外 8 筆、合計面積102,302㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 7 年 9 月 1 2 日から令和 1 7 年 9 月 1 1 日。

金額、年間92,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 2 2 から番号 2 6 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号 2 1 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 2 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 4 線西 3 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積11,408㎡外 8 筆、合計面積102,302㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

金額、年間92,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 5 線西 1 - 3。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積2,984㎡外 2 2 筆、合計面積228,566㎡。

金額、年間60,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 2 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 5 線西 1 - 3。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積2,984㎡外 2 2 筆、合計面積228,566㎡。

金額、年間60,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号25

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野99-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積33,708㎡。

金額、年間20,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号26

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野99-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積33,708㎡。

金額、年間20,000円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号21から番号26については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第140号、番号21から番号26について報告いたします。

8月16日に現地を確認してまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号26まで内容6件については原案可決されました。

続いて番号27と番号28を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号27

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇熊牛原野13-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積14,581㎡外6筆、合計面積165,403㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年9月12日から令和27年9月11日。

金額、年間350,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号28については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号27と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号28

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号27から番号28については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 6番・渡邊君。

○6番(渡邊裕義君) 6番、渡邊です。

議案第140号、番号27から番号28について報告いたします。

8月14日に現地を確認してまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号27から番号28まで内容2件については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮りいたします。

番号29から番号42まで内容14件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号29から番号42まで内容14件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号29

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野48-11。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積344㎡外20筆、合計面積232,144.53㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年9月12日から令和17年9月11日。

金額、年間334,469円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号30から番号42については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の表示、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号29と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 3 0

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 4 8 - 1 1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積344㎡外 2 0 筆、合計面積232, 144. 53㎡

金額、年間334, 469円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 3 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西 3 線 6 3 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積51, 087㎡外 6 筆、合計面積127, 015㎡

金額、年間254, 030円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 3 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西 3 線 6 3 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積51, 087㎡外 6 筆、合計面積127, 015㎡

金額、年間254, 030円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 3 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 5 - 7 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積25, 770㎡外 1 4 筆、合計面積481, 515㎡

金額、年間1, 203, 787円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 3 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 5 - 7 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積25,770㎡外14筆、合計面積481,515㎡

金額、年間1,203,787円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号35

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野62-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積1,219㎡

金額、年間3,047円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号36

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野62-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積1,219㎡

金額、年間3,047円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号37

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野2-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積69,669㎡外10筆、合計面積293,978㎡

金額、年間505,382円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号38

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野2-1。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積69,669㎡外10筆、合計面積293,978㎡

金額、年間505,382円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号39

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線70-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積52,792㎡外4筆、合計面積130,843㎡

金額、年間418,697円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号40

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線70-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積52,792㎡外4筆、合計面積130,843㎡

金額、年間418,697円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

番号41

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線94の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,875㎡外20筆、合計面積303,476㎡

金額、年間869,100円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

番号42

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線94の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,875㎡外20筆、合計面積303,476㎡

金額、年間869,100円。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号29から番号42については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第140号、番号29から番号42について報告いたします。

8月16日に現地を確認してまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号29から番号42まで内容14件については原案可決されました。

続いて番号43と番号44を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号43

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶65-1の内。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積27,459㎡外4筆、合計面積101,082㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年9月12日から令和17年9月11日。

金額、年間252,705円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号44については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号43と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号44

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号43から番号44については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第140号、番号43から番号44について報告いたします。

8月23日に現地を確認してまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号43から番号44まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号45と番号46を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号45

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野363-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積20,116㎡外1筆、合計面積32,001㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年9月12日から令和17年9月11日。

金額、年間100,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号46については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号45と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号46

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号45から番号46については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第140号、番号45から番号46について報告いたします。

8月17日に現地を確認してまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号45から番号46まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号47と番号48を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号４７

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇熊牛原野１８線西７－１。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積2,977㎡外１筆、合計面積13,873㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和７年９月１２日から令和１７年９月１１日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号４８については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号４７と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号４８

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号４７から番号４８については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） ６番・渡邊君。

○６番（渡邊裕義君） ６番、渡邊です。

議案第１４０号、番号４７から番号４８について報告いたします。

８月１４日に現地を確認してまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました６番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号47から番号48まで内容2件については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

○会長(佐藤徳市君) 続いて番号49と番号50を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号49

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野314-1。

地目、登記簿山林、現況畑。

面積12,930㎡外8筆、合計面積115,417㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和7年9月12日から令和17年9月11日。

金額、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号50については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号49と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号50

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号49から番号50については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 12番・山本君。

○12番(山本政弘君) 12番、山本です。

議案第140号、番号49から番号50について報告いたします。

8月23日に現地を確認してまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主は、相手方の希望により農地を貸付け、借主は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号49から番号50まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第140号、内容50件については原案可決されました。

◎議案第141号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第141号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第141号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、綱紀粛正の徹底を図るため、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

議決を求める内容は別紙のとおりとなっております。

本議案につきましては、公的機関である農業委員として、その職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うこととなっております。

決議する内容につきましては、こちらに記載している内容のとおりとなっております。

読み上げますので、農業委員の皆様には、決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていただくにあたり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものと致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公

正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
令和7年8月28日。

標茶町農業委員会。

なお、本申し合わせ決議は、毎年総会にて決議し、継続して取り組んでいくものとなります。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第141号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第27回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第27回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時13分閉会）